

国立大学法人群馬大学苦情処理委員会規則

平成16年7月8日制定

平成16年9月1日改正

(設置)

第1条 国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)に、本学に対する教職員からの苦情等进行处理するため、国立大学法人群馬大学苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、就業規則により不利益を受けた教職員からの不服申立てに係る事案及び教職員からの苦情に係る事案について調査審議する。

2 委員会は、前項の調査審議の結果を学長に報告するとともに、不服申立人又は苦情申立人に通知するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(非常勤を除く。)
- (2) 事務局長
- (3) 学長が指名する学外者 若干人
- (4) 総務部長

2 前項に掲げるもののほか、第5条に規定する委員長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる者を委員に加えることができる。

- (1) 第8条に規定する専門委員会の委員長
- (2) 第5条に規定する委員長が必要と認める教職員 若干人

(任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、当該事案の調査審議が完了するまで、その任務に当たる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の4分の3以上の賛成により決する。この場合に、第3条第1項第

4号及び第2項第1号の委員は、表決に加わることはできない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、事案に応じた専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年7月8日から施行する。

2 この規則施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。